A decorative border composed of various shades of teal and green triangles, forming a frame around the central text.

1. 計画の背景

1. 国内スポーツの現状と展望

1.1 スポーツの概念と役割の拡がり

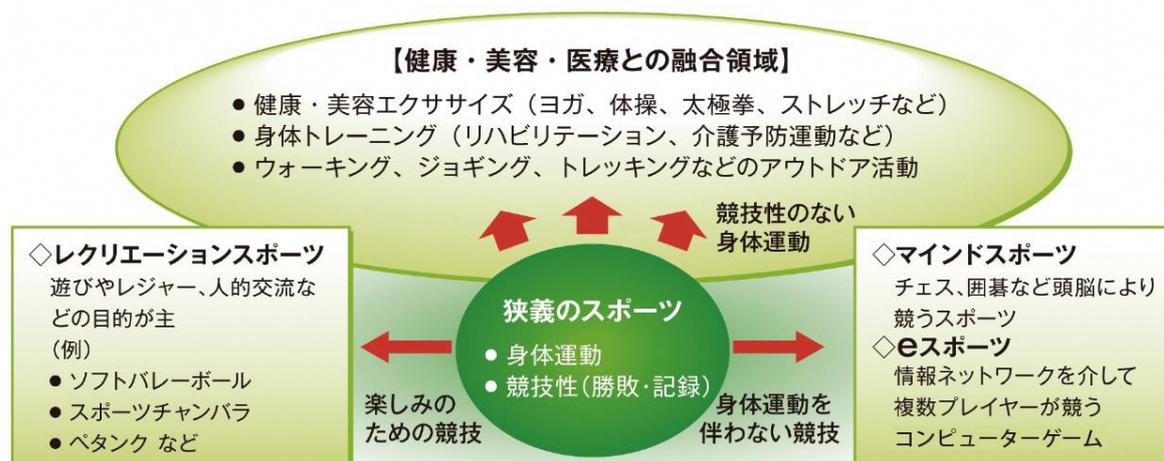
(1) スポーツの概念の拡がり

「スポーツ」(Sport)の語源は、気晴らしをする、休養する、楽しむ、遊ぶなどの意味をもつラテン語の「デポルターレ」(deportare)にあると言われている。日本においては、明治の初期、富国強兵策の一環として教育に取り入れられた学校体育が基盤となってスポーツ振興が図られてきたため、「スポーツ＝体育(心身の健全育成、人格形成の手段)」として捉えられがちであるが、スポーツ活動の本来の意義は、その語源にあるように、スポーツ活動によって喜びや楽しみ、気分転換などの精神的な充足が得られることにある。

また、「スポーツ」を成立させる要素として、「身体運動」と「一定のルールのもとで勝敗や順位を決める競技性」の2点があげられることが多い(＝狭義のスポーツ)が、世界的に見れば、囲碁やチェスなどの頭脳を主体とし、身体運動を伴わないゲームも「マインドスポーツ」と呼ばれ、スポーツの範疇として位置づけられている。さらに近年では、コンピューターの仮想空間で勝敗を競うeスポーツ¹への関心が高まっている。eスポーツは、ゲーム依存の問題²が懸念されている一方で、集客力の高いイベントも存在すること、また、障害のある人や高齢者も等しく競技に参加できる可能性があることなどから、地方自治体が地域振興策としてeスポーツの振興に取り組む例もみられるようになってきている。

スポーツを気晴らしや楽しみのための身体運動としてとらえれば、競技性は必ずしも絶対条件ではない。こうした方向に位置づけられるのが、勝敗や記録よりも健康づくりや楽しみ、リフレッシュ、人との交流等を主目的とする「レクリエーションスポーツ」や、ウォーキング、ジョギング、体操、ヨガや太極拳などの競技性のない身体運動である。市民の健康、ゆとり志向が高まる中で、このような、いわば広義のスポーツに対する充足欲求が高まっている。

■ スポーツの概念の拡がり



¹ eスポーツ：エレクトロニック・スポーツ (electronic sports) の略で、コンピューターゲームやビデオゲームを使った対戦をスポーツとみなす場合の総称。

² コンピューターゲーム等の普及とともに、その愛好者が日常生活に支障をきたすほどゲームに依存するようになる「ゲーム障害」の問題が顕在化している。

(2) スポーツの社会的役割の拡がり

スポーツには、それを実践する市民が精神的な充足を得られるだけでなく、健康増進や社会参加の促進、地域コミュニティの一体感の醸成、人間関係の円滑化等の多様な社会的・文化的な効果を創出できる力がある。また、教育面では、「スポーツマンシップ」という言葉に代表されるように、発育・発達段階での適切なスポーツ活動が「体育」「徳育」「知育」を総合的に育成する効果も期待できる³。

こうした観点から、スポーツは教育の一環として位置づけられるとともに、まちづくりの手段としても様々な取り組みが推進されてきた。例えば、スポーツ交流を通じて地域コミュニティの絆を強化する取り組みや、多くの人が集まるスポーツイベントの場を活用して社会問題解決のための啓発活動を行うなど、スポーツの持つ力を活かして地域が抱える様々な課題を解決しようとする動きが各地に広がっている⁴。

さらに、近年、少子高齢化を克服するための地方創生の観点などから、スポーツの役割は産業・経済的側面にも拡大しつつある。スポーツが持つ「人を動かす力」に着目して、スポーツ合宿や大会の誘致、開催等によって交流人口を拡大し、新たな旅行市場を生み出すスポーツツーリズムに注目が集まっているのはその一例である。現在、多くの自治体がスポーツツーリズムの振興に積極的に取り組んでおり、その推進役となるスポーツコミッション⁵が全国各地に設立されている。

1.2 スポーツを取り巻く環境の変化

(1) スポーツ活動基盤の変化

戦前から戦後の高度経済成長を経てその後の成熟期を迎えるまで、日本のスポーツは主に企業と学校を中心に推進されてきた。しかし、経済環境の変化や少子化の流れの中でこの構図は大きく変化した。

それまで日本では、多くの企業がスポーツ選手を従業員として雇用し、チームの運営費を自社の費用でまかない、その活動を支援することで、オリンピック選手やトップアスリートを輩出してきた。しかし、バブル経済崩壊以降の長引く経済不況、その後のリーマンショック等の社会環境変化の中で、親企業の業績不振等を理由に多くの企業チームが休廃部を余儀なくされており、近年は日本のスポーツを支えてきた企業スポーツが衰退傾向にある。

また、企業スポーツとともにスポーツ活動の中心的存在であった学校体育において部活動は重要な役割を果たしてきたが、近年、少子化の進展に加え、指導する教員数の減少等によって運動部の休廃部が増加しており、青少年のスポーツ活動の基盤も揺らぎつつある。

³ この点については、地域クラブ活動や学校部活動での勝利至上主義による弊害<例えば、体罰やバーンアウト（燃え尽き症候群）問題など>も指摘されており、「総合的な人格形成のためのスポーツ」の適切な運用が求められている。

⁴ 一例として、サッカーJリーグは、所属する各クラブが多様な主体と連携して地域の様々な課題を解決する「シャレン！（社会連携活動）」を推進している。

⁵ スポーツコミッション：地域のスポーツ資源を活かし、スポーツ大会や合宿の誘致、受入れの支援、イベントの開催などを行うことで、交流人口を拡大し、地域経済の活性化や地域の知名度、イメージの向上を図る役割を担う組織である。

こうした状況の中で、スポーツ活動の新たな受け皿として期待されるようになったのが「地域」である。その象徴的な出来事が1993（平成5）年のサッカーJリーグの誕生であった。Jリーグは、地域（ホームタウン）に根差したスポーツクラブを志向し、それまでの日本のスポーツのあり方に一石を投じた。その後、多くのJリーグチームが全国に誕生し、Jリーグの理念はそのホームタウンに定着しつつある。

現在では、プロ野球やバスケットボールBリーグ、バレーボールVリーグをはじめとする他のプロ、トップリーグにおいても地域密着が重要なテーマとなっており、廃部となった企業チームが地域スポーツクラブとして再生する事例もみられる。

また、学校部活動では、外部指導者の受け入れや地域と学校が一体となったスポーツクラブづくり等、地域との結びつきを模索する動きがみられるようになっている。地域においても、子どもの体力・運動能力の低下、高齢化による医療・介護負担の増加、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などの問題を抱えており、地域課題の解決手段としてのスポーツの役割がこれまで以上に重要になってきている。

（2）総合型地域スポーツクラブの理念と課題

スポーツ環境における地域の重要性が増す中で、文部科学省は、スポーツ振興施策の柱の一つとして「総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブと略記）の育成」を掲げ、1995（平成7）年より関連政策を推進してきた。総合型クラブは、幅広い世代の人々（多世代）が、各自の興味関心・競技レベル（多志向）に合わせて、さまざまなスポーツ（多種目）に触れる機会を提供し、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのことを意味する。

2018（平成30）年度のスポーツ庁調査では、全国の81%にあたる1,407の市区町村で3,599の総合型クラブが育成されている（創設済みが3,445、創設準備中が154）⁶。一方で、近年、総合型クラブの数や育成されている市町村数の増加のペースは緩やかになってきている。

現在活動中の総合型クラブの中には、地域のスポーツ活動の中核となって活発に活動する事例がある一方、自主財源が少なく、地域住民がボランティアでスポーツの指導等に当たる運営形態が一般的である。このため、財政面での自立、指導者や活動場所の不足等の問題を抱え、あまり活動が活性化していないクラブも散見される。住民主体の総合型クラブ普及のためには、クラブ運営を担う人材の育成とともに、「地域のスポーツサービスは無料又は廉価で行政から提供される」という市民意識を変えていくことも必要である。

また、地域のスポーツ活動においては、スポーツ少年団や地域の体育協会加盟団体も重要な役割を担っている。多様な年代の同好会的な競技クラブチームも活動しており、活動場所の調整や情報の共有など、地域の関連団体との連携方策も課題となっている。



⁶ 平成30年度「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」（スポーツ庁）より

(3) スポーツ活動の多様化と民間サービスの役割

近年、若年層のスポーツ離れが進んでいる⁷一方で、BMX⁸、スケートボード、ブレイクダンス⁹など、アーバンスポーツ¹⁰と総称されるスポーツの人気の10代から20代を中心に高まりを見せている。これらのスポーツは、ファッション性が高く、従来のスポーツ競技の枠組みに縛られない自由なスタイルであることがその特徴で、その魅力が若者層を惹きつける要因となっている。

国際オリンピック委員会（IOC）も若者のオリンピック離れに歯止めをかけるため、若年層に人気のある新しい競技の普及に取り組んでおり、アーバンスポーツは今後のスポーツの新しい流れの一つになるとみられている。国内でもこうした流れに乗り、アーバンスポーツの振興によって地域振興を図ろうとする地域が増えてきている。今後のスポーツ推進にあたっては、このようなスポーツの新しい潮流にも目を向ける必要がある。

また、市民のライフスタイルや価値観が多様化し、ゆとりや心の豊かさが重視される中で、スポーツ活動のあり方も変化しつつある。近年、成人のスポーツ実施率が高まっているのは、ウォーキングやジョギング、サイクリング等の身体活動が中心であり、競技スポーツについては総体的に見れば横ばいの状況となっている。健康、美容のためのエクササイズやレクリエーションスポーツに対する活動ニーズが高まっており、現状では公共スポーツ施設等でのスポーツ教室のほか、カルチャーセンターやフィットネスクラブ等の民間事業がそのようなニーズに対する主な受け皿となっている。

(4) 大規模国際スポーツイベントによる地域活性化への期待

2013（平成25）年9月、東京2020オリンピック・パラリンピック（以下、「東京2020大会」と略記）の開催が決定した。これに先立ち、2009（平成21）年には夏季オリンピック、FIFAワールドカップ（サッカー）につぐ世界3大スポーツイベントの一つであるラグビーワールドカップTMが2019（令和元）年に開催されることが決定していた。さらに2021（令和3）年には関西地方でワールドマスターズゲームズ¹¹が開催されることも決定した。これらの経緯から、大規模な国際スポーツイベントが相次いで開催される機会を地域の活性化につなげようとする機運が高まることとなった。

その後、多くの都市が東京2020大会へ参加する国や地域の事前キャンプの誘致に取り組む等の流れが全国に広がり、静岡県でも東京2020大会自転車競技の開催が決定した¹²ことから、大会を契機とするスポーツ推進や地域づくりの取り組みが進められてきた。

⁷ たとえば、総務省が5年に一度実施している社会生活基本調査〔2016（平成28）年〕では、50代以上のスポーツ実施率が上昇傾向にある一方で、20代の過去1年間のスポーツ実施率は、30年前〔1986（昭和61）年〕と比較して大幅に低下している（20～24歳が16.8ポイント、25～29歳が13.7ポイント）。

⁸ BMX：Bicycle Motocross（バイシクルモトクロス）の略。自転車競技の一種で、速さを競うレース競技とアクロバティックな技を競うフリースタイル競技の2種がある。

⁹ ブレイクダンス：音楽に合わせて全身を使ったダイナミックな踊りを見せ合い、戦う競技。

¹⁰ アーバンスポーツ：大がかりな施設を必須とせず、街中の小さなスペースでも始められる都市型スポーツの総称。

¹¹ ワールドマスターズゲームズ：国際マスターズゲームズ協会（IMGA）が4年ごとに主催する、30才以上の成人・中高年の一般アスリートを対象とした生涯スポーツの国際総合競技大会である。オリンピックの翌年に開催され、第1回は1985（昭和60）年にトロントで開催されている。アジアで初めて日本で開催される2021年大会は第10回の記念大会となる。

¹² 東京2020大会自転車競技のうち、BMX種目を除く、すべての自転車競技が静岡県内（伊豆市、小山町）で開催される。

また、2019（令和元）年のラグビーワールドカップ™では日本代表チームがベスト8に進出する大活躍もあり、大会は大きな盛り上がりを見せた¹³。静岡県でも開催12都市のひとつとして、小笠山総合運動公園のエコパスタジアムを会場に4試合が行われ、優勝候補の一角であったアイルランドから日本が歴史的勝利をあげた試合は、国内外に大きな反響を呼んだ。

しかし、2020年に入り、地球規模で拡大した新型コロナウイルス感染症の拡大により東京2020大会やワールドマスターズゲームズ2021関西の延期が決定し、大会を契機とした地域活性化の取り組みについても先を見通せない状況となっている。

1.3 国のスポーツ政策動向

（1）スポーツ振興政策の推移とスポーツ基本法

第2次世界大戦以降、日本のスポーツ政策は、1961（昭和36）年に制定された「スポーツ振興法」をもとに推進されてきた。同法は、スポーツを「運動競技及び身体活動であって、心身の健全な発達を図るためにされるもの」とし、学校体育とその延長上にある社会体育の枠組みでスポーツを振興することを目的としていた。

同法に沿ってスポーツ振興が図られる一方で、高度経済成長を経て安定期に入り、ゆとりや自己実現志向が高まるとともに、市民生活とスポーツの関係は変化していった。グループや個人でスポーツを楽しむニーズが強くなり、ゴルフ、スキー、ボウリング、ゲートボールなど余暇や楽しみのためのスポーツや、プロ野球に代表される「みるスポーツ」の市場が拡大し、「教育の手段としてのスポーツ」の枠に収まらない「大衆文化としてのスポーツ」が市民生活に定着したのである。

また、2000（平成12）年には、厚生省（現厚生労働省）が健康づくりの国民運動である「健康日本21」を提唱し、その中で、健康の維持・増進のための身体活動や運動の目安と目標が示された。

こうした背景のもと、スポーツを取り巻く環境の変化に対応した新たなスポーツ法の必要性に関する議論が高まり、「スポーツ振興法」から半世紀を経た2011（平成23）年、「スポーツ基本法」が施行された。

スポーツ基本法では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」という言葉で始まる前文において、以下のように、誰もがスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことができる権利、いわゆる「スポーツ権」が謳われている。

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

＜スポーツ基本法 前文より抜粋＞

¹³ 大会組織委員会によるとチケット販売枚数は172万枚にのぼり、チケット完売率は99%と大会史上最高となった。また、これまでの同大会で最大となる6,464億円の経済波及効果が日本国内にもたらされた。

I. 計画の背景

そして、トップアスリートへの支援と地域スポーツの活性化をスポーツ振興の両輪として位置づけるとともに、障がい者スポーツ支援などについても明記された。

また、同法では、国は「スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」(第三条)とされ、スポーツ振興を国家戦略として推進する方針が示されている。

さらに、地方公共団体については、「スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する」(第四条)ことが責務とされている。

(2) スポーツ基本計画(第1期)の策定とスポーツ庁の設置

同法に基づき、2012(平成24)年2月には、10年間程度を見通し、2012(平成24)年度からの概ね5年間の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示す「スポーツ基本計画」(第1期)が策定された。スポーツ基本法では、地方公共団体が「スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(地方スポーツ推進計画)を定めるよう努めるものとする」(第十条)とされ、同計画は、地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」を定めるための指針として位置づけられている¹⁴。

また、スポーツ基本法に沿ったスポーツ推進政策には、健康、障がい者福祉、地域政策、外交、施設整備など、複数の省庁にまたがる多様な分野の施策の連携、調整が求められることから、国におけるスポーツ施策を一本化するため、2015(平成27)年10月、文部科学省の外局としてスポーツ庁が設置された。

当初は各省の関連部門を統合する方針であったが、組織移管は見送られ、総合的な施策の立案や調整が主な業務となっている。

(3) 第2期スポーツ基本計画

2016(平成28)年度に第1期の計画期間が終了したことから、2017(平成29)年3月には、第2期スポーツ基本計画が策定された。

同計画のテーマは下記のとおりとされている。

～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～

「人生」が変わる! 「社会」を変えよう! 「世界」とつながる! 「未来」を創る!

同計画は、『スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。』ことを基本方針とし、対象期間の5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策が、4つの政策目標の下、19の施策目標、139の具体的施策(うち再掲11)に体系化された。さらに、「成人の週1回以上スポーツ実施率を65%程度とする」など、20の数値目標が設定された。

また、同計画では、スポーツ参加人口を拡大するための施策などとともに、「スポーツを通じた地域・経済活性化の推進」が施策目標の一つとして掲げられ、スポーツを活用した地域の活性化やスポーツ関連産業の振興などの関連施策を推進することも明記された。

¹⁴ 「スポーツ推進計画」(第1期)では、これまでの「振興」という用語に代わって「推進」という用語が用いられている。

第2期スポーツ基本計画に掲げられた4つの政策目標は、以下のとおりとされている。

1. スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【政策目標】
ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。
2. スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】
社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。
3. 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【政策目標】
国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。
4. クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【政策目標】
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、クリーンでフェアなスポーツ（スポーツ・インテグリティ）の推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

■ 第2期スポーツ基本計画のポイント



(4) スポーツ実施率向上のための行動計画

スポーツ庁では、成人の週1回以上のスポーツ実施率65%（障がい者は40%）の目標達成に向けて、2018（平成30）年9月に「スポーツ実施率向上のための行動計画」を策定している。これは、一人でも多くの人々がスポーツに親しむ社会の実現を目的とし、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「スポーツ・イン・ライフ」（生活の中にスポーツを）という姿を目指すもので、以下の方針で具体的な施策がとりまとめられている。

- 1 スポーツそのものの捉え方について、既成の概念を広げて、生活に身近なものであるという意識改革を図る。
- 2 スポーツ無関心層に対して、スポーツ以外の分野との連携による誘引策を実施する。
- 3 広報においては、ターゲットを明確にし、共感できる情報発信を行うとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を間近に控えた機運の醸成とも連携しながら、普及啓発を実施する。
- 4 スポーツをする際に重要となる指導者や仲間、場所のマッチング機能の整備や検索が可能なポータルサイトの開発等に取り組む。
- 5 関係省庁との連携。スポーツと健康というテーマにおいて関係の深い厚生労働省とは両省の連絡会議を通じ、連携した取組を推進する。

この行動計画のもと、2019（令和元）年7月より、スポーツ参画人口拡大の取組を自治体・スポーツ団体・経済団体・企業などが一体となってすすめ、東京2020大会のレガシーを創出する「Sport in Life」プロジェクトが推進されている。2020（令和2）年2月には、趣旨に賛同した関係団体で構成するコンソーシアム（共同活動組織）を立ち上げ、加盟団体によるスポーツ実施者増加に向けた取組みや、加盟団体間の連携・情報共有などをサポートしている。本市もこのコンソーシアムに加盟し、活動趣旨に沿った取組みを推進している。



（Sport in Life プロジェクト・マーク）

2. 静岡県・三島市の上位計画

2.1 静岡県の関連計画

(1) 静岡県スポーツ推進計画

静岡県は、スポーツを取り巻く社会環境の変化を踏まえ、2018（平成30）年3月に、平成26（2014）年に策定した前計画を改訂した「静岡県スポーツ推進計画」を策定している。

この計画は、2018（平成30）年度からの4年間を計画期間とし、静岡県のスポーツ推進の基本的な方向性を示すもので、その概要は以下のとおりとなっている。

【計画理念】

改定前の計画の理念である「『ふじのくに』生涯スポーツ社会の実現」の趣旨を継承しつつ、世界的イベントを契機とする多様な交流拡大や、地域活性化、競技力の向上等を含み、富士山のように日本一の高みと、美しく広がる裾野を併せ持つ「スポーツの聖地づくり」を目指す。

【計画内容】

6つの基本目標に沿って理念を実現するための取組の方向性と目標値が整理されている。

- | |
|--|
| <p>1 スポーツ参画人口の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 各々の年代で関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会の充実 学校や地域における子供のスポーツ機会の充実 <p>【目標】 成人の週1回以上のスポーツ実施率 65%
新体力テストの記録が全国平均を上回る割合 100%</p> |
| <p>2 スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ活動を支える人材の育成 安全にスポーツ活動を行うことができるスポーツ施設等の場の確保・提供 <p>【目標】 県立水泳場及び富士水泳場の利用者数 年間 31万人以上
県武道館の利用者数 年間 31 万人以上</p> |
| <p>3 スポーツを通じた多様性のある社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会全体での積極的な環境整備による障害者スポーツの振興、女性のスポーツ参画機会の拡大 <p>【目標】 静岡県障害者スポーツ大会への参加者数 3,500人以上
成人女性の週1回のスポーツ実施率 65%</p> |
| <p>4 スポーツを通じた地域の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ラグビーワールドカップ2019や、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技の本県開催を好機とした多様な交流やスポーツ産業の振興 <p>【目標】 スポーツ・レクリエーション交流人口 3,500万人
東京2020オリンピック・パラリンピック大会運営ボランティア登録者数 2,500人</p> |
| <p>5 競技力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ジュニア期からトップレベルまでの体系的な人材育成 指導者の資質の向上等 <p>【目標】 国民体育大会における総合成績8位以内
東京オリンピック・パラリンピック（平成32年）に本県関係者 85名以上の出場</p> |
| <p>6 クリーンでフェアなスポーツの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ団体における組織運営の透明性の確保 競技団体・アスリート等に対するフェアプレイの精神の涵養 ドーピング防止活動の充実 等 |

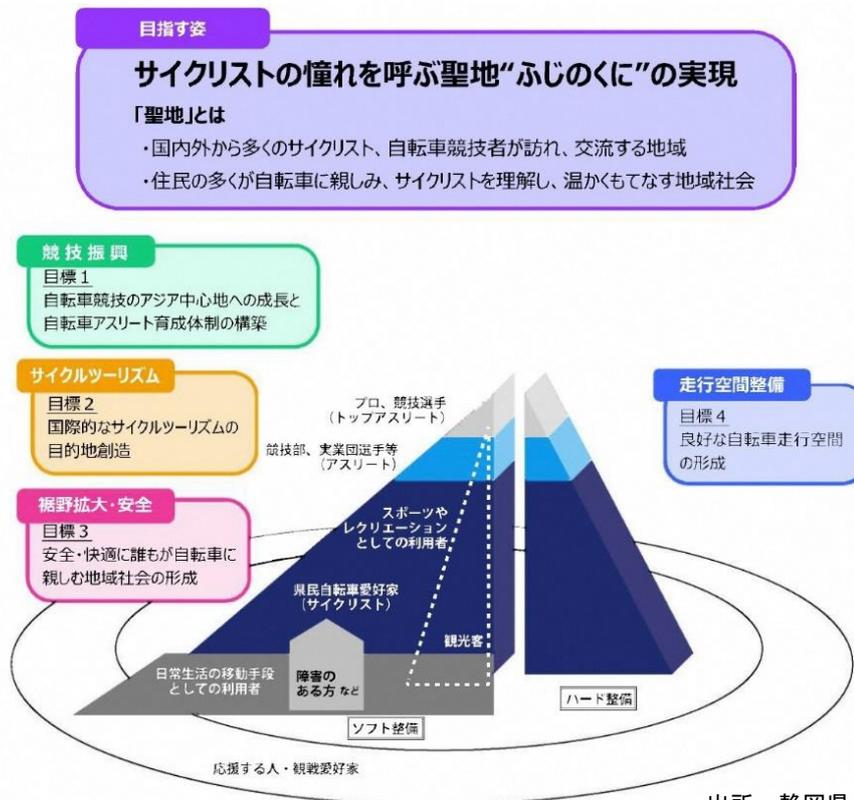
I. 計画の背景

(2) 静岡県自転車活用推進計画

東京 2020 大会自転車競技の静岡県開催や「自転車活用推進法」¹⁵の施行を受け、静岡県は 2019（平成 31）年 3 月に「静岡県自転車活用推進計画」を策定しており、自転車競技やサイクルツーリズムの振興を図っていく方針が明記されている。その概要を以下に記す。

- 1) 競技振興（自転車競技のアジア中心地への成長と自転車アスリート育成体制の構築）
 - 施策 1：自転車競技の普及・振興
 - 施策 2：自転車アスリートの育成・競技力向上
 - 施策 3：自転車文化の創造・定着
- 2) サイクルツーリズム（国際的なサイクルツーリズムの目的地創造）
 - 施策 4：世界に誇るサイクルツーリズムの推進
 - 施策 5：交通事業者や宿泊・観光施設等との連携による受入態勢の向上
 - 施策 6：国内最高峰の e-BIKE¹⁶環境の創出

■計画の目標



¹⁵ 自転車活用推進法：環境、交通、健康増進等の課題解決に資する自転車の活用推進のため、平成 29（2017）年 5 月に施行された法律で、国等の責務として、自転車活用推進本部を設置し、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進すること等が定められた。

¹⁶ e-BIKE：ロードバイクやマウンテンバイク等のスポーツタイプの自転車に電動アシストユニットを装備したもの。初心者でも坂道や遠距離のツーリングが容易になることから、e-BIKE 導入によるサイクルツーリズム等の市場拡大が期待されている。

2.2 三島市総合計画におけるスポーツの位置づけ

三島市では、総合的、計画的に行政運営を進めていく上でのまちづくりの指針となる「第5次三島市総合計画」を策定している。ここでは、2020（令和2）年11月に三島市議会で議決された基本構想などから、同計画におけるスポーツや健康づくりの位置づけを確認する。

同計画の基本構想では、2021（令和3）年度からの10年間を見通したまちづくりの基本理念や将来都市像、基本目標は、下図のとおりとなっている。

■基本理念

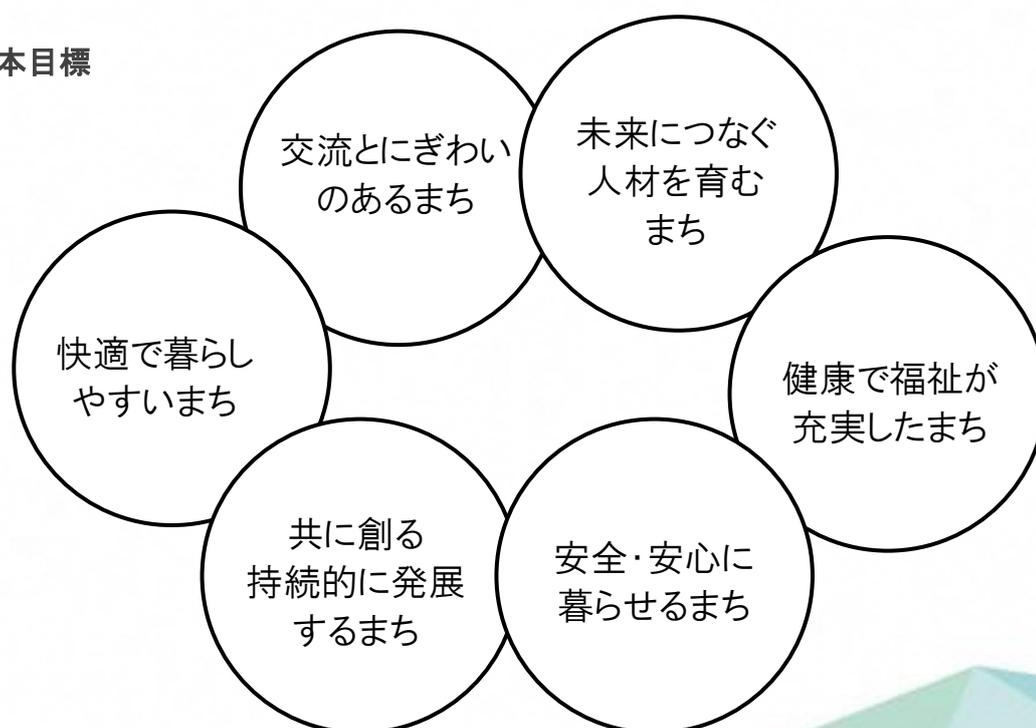
つながりを力に変える

本市が持続的に発展していくために、交通の要衝という強み、歴史、文化、自然といった地域資源、さらには最先端技術などを生かしながら、人、企業、地域など、あらゆるものがつながることによって新たな価値やものを創造していくことが、大きな力の源になる。

■将来都市像

せせらぎと緑と 活力あふれる 幸せ実感都市・三島

■基本目標



I. 計画の背景

スポーツは、上述の6つの基本目標のうち「基本目標2 健康で福祉が充実したまち」の中で、以下のとおり、健康づくりのための柱の施策として位置づけられている。

基本目標 2 健康で福祉が充実したまち

充実した医療、保健・福祉サービスを受けることができる環境のもと、安心して子どもを産み育て、誰もが生涯を通じて心身共に健康で自立した生活を送り、地域社会に積極的に参加し、活躍できるまちを目指します。

■取組方針

健康づくり

スポーツを行うことが生活習慣の一部となり、心身共に健康で幸せな暮らしができるようスポーツ団体や地域、学校、企業との協働により、誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の普及や施設の充実に努めます。

スポーツ分野の目的と計画指標については、以下の内容となっている。

1. 目的

運動・スポーツを行うことが生活習慣の一部となり、すべての市民が、心身共に健康な生活を営むことができる社会を創出すること

2. 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
週1回以上のスポーツ実施率	63.9%	65.0%	市民意識調査で「1週間に1回以上運動をしている」と答えた人の割合
体育施設の利用者数	597,093人	630,000人	市立の体育施設（社会体育施設）の利用者数（年間）

また、第5次三島市総合計画においては、市民の誰もが健康で生きがいを持って暮らせるまちづくりをめざす「スマートウエルネスみしま」が「支える力～地域の活力を支える～」の重点プロジェクトのひとつとされている。

重点プロジェクト「支える力 ～地域の活力を支える～」

プロジェクト① スマートウエルネスみしま

子どもから高齢者まで生涯を通じた食と運動による健康づくりや、健康活動の無関心層を減らす取り組みのほか、健康経営の支援などを推進することにより、あらゆる分野に健康の視点を取り入れた健幸都市づくりを進めていきます。

また、生きがいづくりや就労など、高齢者一人ひとりにあった、健康づくりや社会参加で介護予防を促進し、健康寿命の延伸を目指します。